

滑川町告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第3項の規定に基づき、次のとおり第227回滑川町議会臨時会を招集する。

令和3年4月23日

滑川町長 吉 田 昇

記

- 1 招集日時 令和3年4月30日 午前10時
- 2 招集場所 滑川町議場
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例等の一部を改正する条例）
 - (2) 滑川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	瀬	上	邦	久	議員	2 番	高	坂	清	二	議員
3 番	松	本	幾	雄	議員	5 番	上	野	葉	月	議員
6 番	井	上	奈	保	子	議員	7 番	紫	藤	明	議員
9 番	北	堀	一	廣	議員	10 番	宮	島	一	夫	議員
11 番	菅	間	孝	夫	議員	12 番	内	田	敏	雄	議員
13 番	吉	野	正	浩	議員	14 番	阿	部	弘	明	議員
15 番	上	野		廣	議員						

不応招議員（なし）

令和3年第227回滑川町議会臨時会

令和3年4月30日（金曜日）

議 事 日 程 （第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定

町長挨拶

町長提出議案の一括上程、説明

- 3 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例等の一部を改正する条例）
- 4 議案第50号 滑川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第51号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について

日程の追加

- 6 議長の辞職
- 7 議長の選挙
- 8 副議長の選挙
- 9 議席の一部変更
- 10 各常任委員会の正副委員長の選出
- 11 議会運営委員の辞任
- 12 議会運営委員の選任
- 13 議会運営委員の辞任
- 14 議会運営委員の選任及び正副委員長の選出
- 15 議会広報発行対策特別委員の辞任
- 16 議会広報発行対策特別委員の選任及び正副委員長の選出
- 17 比企広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 18 小川地区衛生組合議会議員の選挙
- 19 議案第52号 滑川町監査委員の選任について（議会選出）
- 20 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

出席議員（13名）

1番	瀬上邦久	議員	2番	高坂清二	議員
3番	松本幾雄	議員	5番	上野葉月	議員
6番	井上奈保子	議員	7番	紫藤明	議員
9番	北堀一廣	議員	10番	宮島一夫	議員
11番	菅間孝夫	議員	12番	内田敏雄	議員
13番	吉野正浩	議員	14番	阿部弘明	議員
15番	上野廣	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	吉田昇
副町長	柳克実
教育長	馬場敏男
総務政策課長	小柳博司
税務課長	篠崎仁志
会計管理者兼 会計課長	木村俊彦
町民保険課長	岩附利昭
健康福祉課長	木村晴彦
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳之
水道課長	會澤孝之

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	島田昌徳
書記	田島百華
録音	権田尚司

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席ください。

◎開会及び開議の宣告

○議長（上野 廣議員） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、大変お忙しいところ、第227回滑川町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第227回滑川町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（上野 廣議員） 初めに、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第125条の規定によりまして、議長において指名いたします。

2番 高坂清二議員

3番 松本幾雄議員

5番 上野葉月議員

以上、3名にお願いします。

◎会期の決定

○議長（上野 廣議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員長に報告をお願いします。

議会運営委員長、宮島一夫議員、お願いします。

〔議会運営委員長 宮島一夫議員登壇〕

○議会運営委員長（宮島一夫議員） 10番、宮島一夫です。議長の命によりまして、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本臨時会の運営に関わる議会運営委員会は、本日午前9時より開催いたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員6名、執行部より町長、副町長、総務政策課長に出席をいただきまして、付議されます案件等について説明をいただき、慎重に協議をいたしました。

その結果、会期は本日1日とし、全議案審議、全日程終了次第閉会することと決定いたしました。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（上野 廣議員） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり、会期は本日1日間とし、全議案審議、全日程終了次第閉会と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上野 廣議員） 町長の挨拶を行います。

吉田町長、お願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第227回滑川町議会臨時会を招集をさせていただきましたところ、議員各位におかれましては、年度初めという何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして開会できますことに、厚く御礼申し上げます。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者数が再び増加傾向にあり、政府は東京都、京都府、大阪府、兵庫県に対して、4月25日から3度目の緊急事態宣言を発令しました。また、政府は、緊急事態宣言に至る前に感染拡大を抑制するため、蔓延防止重点措置の適用を実施し、埼玉県においても、さいたま市と川口市など15市町を対象地域に追加しました。本町においては、5月下旬から新型コロナワクチン接種の開始に向けて準備を進めているところでございます。今後も関係機関と連携を図りながら、新型コロナワクチン接種をスムーズに実施できますよう、万全を期して取り組んでまいります。

本日の臨時会に提出いたします議案は、専決処分の承認をはじめ3件のご審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（上野 廣議員） これで町長の挨拶が終わりました。ありがとうございました。

日程第3、議案第49号を議題とします。

事務局長より……

〔何事か言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 失礼しました。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（上野 廣議員） 日程第3、町長提出議案の一括上程をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 町長から提案理由の説明をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 人事を新しくしまして、新しい事務局長ということで、多少そごがございませうけれども、お許しをいただきたいというふうに思います。

それでは、提出議案の説明を申し上げたいというふうに思います。議案第49号 専決処分の承認を求めることについては、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が成立、同日公布をされたことに伴い、3月31日に滑川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をしたものでございます。

議案第50号 滑川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、大字都地内に町が設置をしておる都市公園、都第一公園について、有料公園施設の夜間照明の廃止に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第51号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に1億4,980万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ62億5,280万7,000円としたいものです。

主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の実施及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴う事業費予算でございます。

以上3議案につきまして慎重審議を賜り、原案どおり速やかなご決定をお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、提出いたしました議案の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（上野 廣議員） 説明は終わりました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第3、議案第49号を議題とします。

税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、議案第49号 専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

本案は、滑川町税条例の一部を改正する条例でございます。令和3年度税制改正に伴うものでありまして、地方税法の一部を改正する法律が令和3年3月31日成立、同日公布されたことに伴い、滑川町税条例の改正を3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるため提案をいたします。

それでは、滑川町税条例等の一部を改正する条例の内容の説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、土地の課税標準額の上昇を据え置く措置、軽自動車環境性能割の臨時的軽減の延長、住宅ローン控除における控除期間13年の措置の延長等を行う税条例の改正を行いました。

それでは、資料の滑川町税条例の一部改正新旧対照表を御覧いただきたいと思います。1ページを御覧ください。改正条例本文第1条の規定の内容でございます。第24条第2項は、政令改正に合わせて、均等割の非課税の範囲について所要の整備を行ったものでございます。

第36条の3の2第4項及び第36条の3の3第1項並びに2ページ、上段の同条第4項は、法律改正に合わせて、それぞれ規定の整備により用語の改正を行ったものでございます。

中段の第53条の8第1項第1号は、法律の改正に合わせて、規定の整備により用語の改正を行ったものでございます。

下段の第53条の9第3項及び第4項は、法律改正に合わせて、退職所得申告書を電子提出することができることについて新設したものでございます。

3ページを御覧ください。第81条の4は、法律の改正に合わせて、規定の整備により用語の改正を行ったものでございます。

中段の附則第5条第1項は、法律改正に合わせて、所得割の非課税の範囲について、所要の整備を行ったものでございます。

下段の附則第6条は、法律改正に合わせて改正するもので、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を令和9年度まで延長するものでございます。

4ページを御覧ください。附則第10条の2第3項から5ページ上段の同条第26項は、法律の改正に合わせて、項ずれによる規定の整備を行ったものでございます。

中段の附則第10条の4第2項は、法律改正に合わせて、適用年度の改正を行ったものでございます。

下段の附則第10条の5は、地方税法規定の新設に合わせて新設したもので、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定したものでございます。

7ページを御覧ください。附則第11条から10ページの附則第15条は、固定資産税の評価替えに合わせて、それぞれ課税年度について改正するものでございます。また、法律の改正に合わせて、規定の整備により用語の改正を行ったものでございます。

なお、7ページの附則第12条及び9ページの附則第13条については、新型コロナウイルスの影響により、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別措置を講ずるものでございます。

10ページ中段を御覧ください。附則第15条の2は、法律の改正に合わせて、軽自動車税の環境性

能割の臨時的軽減期間を令和3年12月31日まで9か月延長するものでございます。

下段の附則第15条の2の2は、法律改正に合わせ、規定の整備により用語の改正を行ったものでございます。

11ページを御覧ください。附則第16条は、法律の改正に合わせて改正するもので、軽自動車税種別割のグリーン化特例の期限を2年間延長するものでございます。

13ページを御覧ください。附則第16条の2は、法律の改正に合わせて、項ずれによる規定の整備を行ったものでございます。

附則第22条は、法律改正に合わせて、適用年度の改正を行ったものでございます。

附則第26条は、法律改正に合わせて、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除期間を13年とする特例措置の延長について規定したものでございます。

14ページから16ページまでの第2条は、令和2年制定の条例第17号の一部改正条例の改正でございます。法律の改正に合わせて、項ずれによる規定の整備及び用語の整理を行ったものでございます。

以上で議案第49号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は、答弁を含み30分とします。残り時間は表示板で表示します。

質問形式は対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。

1回目に一括質疑、一括答弁または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第49号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第4、議案第50号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第50号……

〔何事か言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時23分）

再 開 （午前10時25分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

日程第4、議案第50号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第50号 滑川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定
についてのご説明いたします。

提案理由につきましては、滑川町が設置する都市公園、都第一公園について、有料公園施設の夜間照明の廃止に伴い、滑川町都市公園条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めます。

主な改正内容でございますが、都市公園である都第一公園内の有料施設の夜間照明を平成30年度に撤去、廃止したものの、本条例の夜間照明に関する箇所がそのまま残っていたために削除するものと、その他文言の整理をしたいものでございます。

お手元のA4判横の新旧対照表を御覧ください。本条例改正の主たる改正であります夜間照明については、改正前の箇所の1ページ目、下段の別表第2、夜間照明の欄及び裏面2ページの上段、別表第3の夜間照明の使用の欄を削除するものでございます。

その他、第3条、第5条、第17条につきましては、現代表現の文言への整備でございます。

なお、本条例改正の施行日につきましては、公布の日からとなります。

以上、簡単であります、議案第50号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

吉野議員、お願いします。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、質問
させていただきます。

先ほど課長のほうから、平成30年度にはもう施設は使っていなかったというような説明をしまし
たが、その辺、ちょっと具体的によろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 稲村建設課長、ご答弁をお願いします。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

こちらの都第一公園の夜間照明につきましては、平成25年7月に安全点検及び診断を行いまして、
その結果によりまして、設備全体の劣化が報告をされ、施設の使用を中止いたしました。その後、
平成30年度、救急医療用ヘリコプターの離発着所の指定候補となり、安全確保のため、照明施設を
撤去いたしました。令和元年度より救急医療用ヘリコプターの離発着所に指定をされて、現在に至
っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） 平成25年の診断で非常に老化しているということで、劣化しているとい
うことで、30年度に廃止ということを知りました。廃止の際は、やはり使用していた団体があると思
うのです。そういったところに当然了解は得たのだと思うのですけれども、そのときに何かご意見
がなかったのか。

また、劣化しているからといって、使っていたものをすぐに廃止するというのは、その判断とい
うのがどうだったかと、団体は使っていたわけですから。その中で、町のほうでお金がかかるから
ということで、それを撤去してしまうということの判断、その辺について、団体との関係とか、町
の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上野 廣議員） 稲村建設課長、答弁をお願いします。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

当時の利用団体への話ですけれども、当時の利用団体には、その照明設備の劣化について説明を

させていただいて、ご理解をいただきました。当時滑川町には、都第一公園とともに総合運動公園のナイター設備もございまして、ほとんどの団体がそちらの施設を使っていたという状況でございます。

また、撤去の判断でございますけれども、老朽化でもう使用ができないという中で、それを再設置して設備を整えること、また利用者との利用状況ということを判断いたしまして、当時撤去をさせていただきますものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） 多分もう柱から何から全部劣化しているということで、照明器具だけとか、中の照明の器具を取り替えるだけではもう無理だったのだと思います。では、その辺の判断ということで分かりました。

少しお聞きしたいのは、使用料の関係なのですけれども、「ただし」という表の下に、改正後の一番下にあるのですけれども、「町内居住者又は町内の事業所に勤務する者で編成されるチームの使用については、無料とする」ということなのですが、この判断というのは、編成されるチームというのはどういう人数配分なのか、そういった基準というのをちょっとお聞かせ願いたいと思うのですけれども。

○議長（上野 廣議員） 稲村建設課長、答弁をお願いします。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、吉野議員さんの質問に答弁させていただきます。

こちらの改正の中の別表第3、この表の下のただし書のところの「町内居住者又は町内の事業所に勤務する者で編成されるチームの使用については、無料とする」、この文言だというふうに思いますけれども、こちらについては、町内在住者につきましては滑川町に住んでいる方、そして事業所に勤務する方ということで、チームの中で明確に分けてはいませんが、大半の方がそのチームに……すみません。事業所で、事業所としてチーム登録をしているという方について無料にするという、町内の在住、在勤者ということにさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員、再質問をお願いします。

○13番（吉野正浩議員） 他の町村なんかを見ますと、具体的に過半数とか半数以上が町民または町内の事業所に勤務する者という、具体的に列記されているケースが多いのですけれども、滑川町の場合は、こういった文言が全ての条例の中に入っているわけですが、その辺の判断が、やはり1人でも町民であったり事業所に勤めている方であれば、無料にしてしまうか、そういった問題も出るわけなのです。

だから、その辺は、こう言うてはあれですけれども、滑川町は基本的には、こういったスポーツ

施設というのは無料というのが考え方の中に入っておりますので、この辺でお金を、ナイター照明とかそういうのにもお金を取ると。ナイターではないのですけれども、すみません、「ナイター」はちょっと取り消してもらって、そういった使用料を払うときに、1人でもあれば無料ということのほうが事務的には楽だと思っておりますけれども、そういった、本来、もう少し受益者負担ということを考えていけば、もっと厳密にこちら辺もちゃんと規定していかないと、他の町村からすれば、滑川町に行けば、1人でもいれば使えるよというようなことにもなりかねないのですけれども、その辺の編成されるチームという人数ですか、そういったものについて、この施設だけではないのですけれども、どういう判断をされているかちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時36分）

再 開 （午前10時36分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長、ご答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議長のお許しを得ましたので、吉野議員の質問に答弁させていただきます。

今、都第2公園の使用料についてのご質問かと思いますが、管理するスポーツ施設についてやはり同じような規定がございます。町内、在住、在勤の方が使用する場合には、無料といった形で規定されています。

この町内在住、在勤の方が使用する団体の中の何人ぐらい、何割を占めているかということでございますが、こちらについては内規がございます。その内規については、今正確な数字がここで確認できていないので、何分の1以上ですとか何%以上という数字のお答えは、後ほど確認をさせてから答弁させていただければというふうに思います。

こちらにつきましては、やはり今吉野議員がおっしゃったように、受益者負担という観点からも、使用料については検討する余地があるのかなというふうに思っています。これは私、個人的な意見なのですが、町の町内施設に関してのこういった使用料について、一度庁内全体の中で協議する必要があるのかなというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 吉野議員。

○13番（吉野正浩議員） 分かりました。町内に関しても明確に、ある程度基準を統一したものにさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第50号 滑川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上野 廣議員） 日程第5、議案第51号を議題とします。

事務局長より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（上野 廣議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。よろしくをお願いします。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第51号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

初めに、本補正予算の概要をご説明申し上げます。本補正予算は、主に2つの事業の実施に伴い、予算の増額補正をさせていただきたいものでございます。

1つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。令和3年度では、現時点で6,785万4,000円の当該交付金の交付見込みがあることから、本交付金を活用し、合計24の事業を実施したいため、その関連予算の補正でございます。

2つ目といたしましては、新型コロナワクチン接種事業に伴うものでございます。令和3年度当初予算において、ワクチン接種事業の関連予算につきましては、既に計上をさせていただいておりますが、当初予算で見込めなかった事業費等が生じたことから、不足分の予算について、今回増額補正をさせていただきたいものでございます。

それでは、お手数ですが、予算書の1ページをお開きください。

議案第51号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度滑川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,980万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ62億5,280万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年4月30日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、4ページをお開きください。4ページにつきましては、第2表、債務負担行為補正でございます。3月定例議会において議決いただきました、情報系ネットワークシステム賃貸借事業について、事業費が確定したことによりまして、限度額を賃貸借契約により決定した額から6,707万円に変更したいものでございます。

それでは、これより歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして補正予算をご説明申し上げます。お手数ですが、8ページを御覧ください。初めに歳入予算についてご説明を申し上げます。

款14使用料及び手数料でございますが、臨時交付金を活用した事業で、令和2年度も実施させていただきました、駅前交通広場におけるタクシー事業者への使用料減免事業を令和3年度も実施したいため、駅前広場等使用料を40万5,000円減額するものでございます。

次に、款15国庫支出金でございます。項1国庫負担金としまして、新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金を1,619万2,000円増額、また項2国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,785万4,000円及び新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金2,222万円を増額補正し、国庫補助全体では合計9,007万4,000円の予算を計上させていただきました。

また、款19繰入金でございますが、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算で発生した財源不足を財政調整基金から取り崩すことで、新型コロナワクチン接種事業をはじめとした各種施策を速やかに実施させていただきたくため、財政調整基金繰入金を4,394万6,000円増額補正いたしました。

続いて、9ページを御覧ください。これより歳出予算についてご説明を申し上げます。初めに、臨時交付金事業の関連予算について先にご説明をさせていただきます。

款1議会費でございます。項1議会費、目1議会費に合計124万1,000円を増額いたしました。議場内の感染防止対策を目的に、アクリル板の購入費や議場内のマイク移設工事等の所要額を計上させていただいたものでございます。

次に、款2 総務費でございます。総務費につきましては、主に役場庁舎内における感染防止対策事業といたしまして、目5 財産管理費、節10 需用費の消耗品費として9万4,000円、また節14 工事請負費として、庁舎内会議室等の空調設備更新工事として201万9,000円、また庁舎内のトイレ及び更衣室に設置されている手洗い水栓の一部を自動水栓化するための工事費として、自動水栓設備設置工事121万6,000円を計上させていただいております。

また、目6 企画費ですが、節12 委託料に、電算機保守委託料に455万4,000円を計上しております。現在感染症の影響により、会議の研修等の開催形態が変化しつつあります。密集、密接を避けるために、参加者が一堂に会する形態ではなく、ウェブ上での会議や研修に参加する機会が増えていることから、今回臨時交付金を活用し、ウェブ会議用のパソコンを新たに購入し整備したいため、その関連予算を増額補正したいためのものがございます。

その下の2つにつきましては、臨時交付金の事業ではございませんが、今回補正が必要となったため、計上させていただきました。

初めに、目6 企画費、節18 負担金、補助及び交付金について、宇宙・産学官・地域連携コンソーシアム負担金といたしまして、こちらの団体負担金を3万円計上いたしました。

また、その下になりますが、目15 諸費につきましては、節10 需用費に消耗品費24万円を計上させていただきました。こちらにつきましては、本年度新たに就任した交通指導員2名分の制服代でございます。

次に、10ページを御覧ください。款3 民生費でございます。項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費につきましては、臨時交付金事業を2つ上げさせていただきました。節12 委託料につきましては、感染症の影響により生活が困窮されている方を支援するため、社会福祉協議会での相談業務を実施したいため、その所要額を172万円計上し、節18 負担金、補助及び交付金については、令和2年度の継続事業でございます。生活困窮者を対象に、必要な食料材の支援を行うため、60万円予算を計上させていただいております。

次に、款4 衛生費でございますが、衛生費につきましては、新型コロナワクチン接種事業の関連予算となりますので、こちらは後ほどご説明申し上げることといたしまして、先に臨時交付金事業について説明させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、11ページ中段の款6 農林水産業費を御覧ください。款6 農林水産業費ですが、目3 農業振興費に今回補正額506万4,000円を計上させていただきました。補正の内容につきましては、主に町内農業者の支援事業や観光地応援事業など、地域経済の回復を目的とした事業を展開するための事業費補正となっております。町内の観光施設や農業施設の整備を図ったり、地元産物を使った新たな商品メニューを開発するための必要な備品等を購入することで、地域経済の活性化につながる事業を本年度も実施してまいりたいと考えております。

次に、節18 負担金、補助及び交付金になりますが、滑川町観光保全型農業推進事業費補助金とい

たしまして385万円を増額させていただきました。こちらにつきましては、令和2年度からの継続事業でございますが、農業者支援の一環として、感染症の影響を受けた農業者の支援のために、農業用廃棄物の収集運搬費や処理費を補助することにより、生産意欲の減退を防ぐことを目的といたしまして、当該団体へ補助するものでございます。

次に、11ページ、最下段を御覧ください。款7商工費でございます。項1商工費、目2商工振興費、節12委託料でございますが、新型コロナウイルス対策経営サポート窓口委託料といたしまして、12ページの上段に記載がありますが、384万2,000円を計上いたしました。こちら令和2年度からの継続事業でございます。事業内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の事業者を対象に、専門員による経営相談業務を行うものでございます。

また、節18負担金、補助及び交付金では、小規模事業者等事業継続支援金を3,000万円計上させていただきました。町といたしましても、町内の事業者への感染症の影響については、今もなお深刻であると深く認識をしております。特に小規模事業者等への影響は一層大きく、事業継続のためにも事業者を支援する施策は必要であることから、令和2年度でも実施させたいいただきました本事業を本年度も実施したいと考えております。対象事業者については、コロナ以前1か月の売上げと比較いたしまして、20%以上売上げが減少した事業者を対象とさせていただき、支援金につきましては15万円を予定しております。

次に、款8土木費でございます。項5都市計画費、目6公園費でございますが、節14工事請負費に公園等補修工事といたしまして352万円を予算計上いたしました。こちらにつきましては、公園内にあるベンチを増設し、密接、密集防止対策を図ることで、公園利用者の安全、安心な環境整備を図りたいものでございます。

次に、款9消防費でございます。項1消防費、目4防災費でございますが、主に避難所等の感染防止対策用品を整備するため、関連予算といたしまして、節10需用費の地元品費に77万9,000円、節17備品購入費の防災用備品には124万2,000円を計上しております。

続いて、13ページ、款10教育費でございます。初めに、項1教育総務費、目3教育振興費でございますが、感染予防のための物品購入や工事請負等合計652万7,000円を計上させていただきました。主な補正内容につきましては、節10需用費の消耗品費に、各小中学校における感染症予防対策物品の購入費として275万8,000円、また節14工事請負費といたしまして、滑川中学校西校舎の空調機器設置工事費に262万9,000円を計上しております。

続きまして、項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、こちらにつきましても主に幼稚園における感染症予防のための物品購入等が主なものでございます。補正合計額は49万円でございます。

続きまして、項5社会教育費、目2文化財保護費でございます。こちらにつきましては、2つの施設の空調工事費を計上させていただきました。

初めに、節14工事請負費ですが、エコミュージアムセンター空調機替え工事といたしまして、14ペ

ージの上段に記載がありますが、298万1,000円、また文化財整理室内の空調設置工事といたしまして84万7,000円、合計で382万8,000円を予算計上しております。

続きまして、その下、目4図書館費でございます。こちらにつきましては、図書の購入費として183万6,000円を計上させていただきました。感染症の影響により自粛生活が続いている中、子どもたちに図書に親しむ機会を増やすことで、自粛生活の充実を図ることを目的とした交付金の活用事業でございます。

最後に、項6保健体育費でございます。目2体育施設費でございますが、こちらでも感染症予防のための消耗品のほか、体育施設内に設置するための体温測定システムを導入するための備品購入費を計上し、合計65万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、新型コロナワクチン接種事業に関する補正予算についてご説明を申し上げます。大変恐れ入りますが、2ページお戻りいただきまして、10ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費でございます。補正予算額8,016万円の増額補正でございます。今回の補正予算につきましては、ワクチン接種事業の実施に辺り、当初予算では不足する予算科目について計上をさせていただいております。

初めに、節3職員手当等のうち職員の時間外勤務手当1,297万3,000円、管理職員特別勤務手当、233万1,000円をそれぞれ計上させていただいております。平日時間外及び日曜の勤務が発生することから、そのための職員手当でございます。

次に、節7報償費でございますが、集団予防接種医療従事者報償といたしまして3,534万4,000円の増額補正でございます。ワクチン接種に従事する医師や看護師をはじめとした医療従事者へお支払いするための報償費でございます。

次に、節10需用費になりますが、接種会場に必要な燃料費や光熱水費等合計440万円を計上させていただきました。

次に、節11役務費でございます。こちらは、ワクチン接種事業における接種券や予診票を郵送するための予算といたしまして、通信運搬費に101万9,000円を予算計上、また手数料につきましては、埼玉森林病院へお支払いする管理手数料100万円等、合計112万円を計上しております。

次に、節12委託料でございます。委託料につきましては、医療機関において接種を受けた場合、医療機関へ支払う委託料でございますが、当初予算計上額より少なくなる見込みであることから、不用額であります569万3,000円を減額させていただきました。その他につきましては、接種会場の会場設営委託料150万円、予約相談センターを運営するための委託料といたしまして293万7,000円を計上し、委託料の合計については、124万7,000円の減額となっております。

次に、節13使用料及び賃借料でございますが、夏場の暑さ対策といたしまして、接種会場で使用する冷房機器の借上料を2,000万円計上させていただきました。

続いて、11ページを御覧ください。節14工事請負費ですが、接種会場で電気機器を設置するため、

そのための電気工事費として50万円、そして節18負担金、補助及び交付金については、高齢者の接種会場への交通手段を確保するために、タクシーの運行費を合計372万円計上させていただきました。

以上、誠に雑駁ではございますが、令和3年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野 廣議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 5番、上野葉月です。質問させていただきます。

まず、全体的になのですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、今回の交付金について、どのような方針あるいは展望を持って事業へ予算を配分していったか、その事業の優先順位を決めて、このような事業に予算をつけていったのか、そのような方針についてお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 小柳総務政策課長、ご答弁をお願いします。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんの質問にご答弁をさせていただきます。

今回の臨時交付金の活用にあたって、町としての基本的な考え方ということでよろしいかと思います。町といたしましては、今回の交付金を使いまして、従来まで継続しておりました事業も含めて、各課、局で新たな事業等を計画していただくという流れで進めてまいりました。基本的には町内の感染状況を見極めながら感染予防を優先する政策、それと町民の生活を優先する政策といったところに大きなウエートを占めて考えております。

事業につきましては、今回補正予算で上げました24事業のほかにも事業のほう各課、局から上がっております。その中で優先すべきところといったところで、先ほど申し上げたようなところを基本的な考えとしておきまして、今回補正ということで対応させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。継続事業というところであると、12ページなのですが、商工費のところ、小規模事業者事業継続支援金3,000万円とあるのですけれども、継続しているということで前年度と何か変わった点があるのか。それと、前年度においてこの給付を受けた事業者が、再度受けることができるのかどうか等、この3,000万円についてもう少し詳細をお聞かせ願えますか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、ご答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

今回計上させていただきました小型事業者の交付金でありますけれども、昨年度は10万円という形で、20%以上50%未満という形でごございました。今回昨年度の交付金の内容を精査し、そして内容のほうを変更させていただきました。こちらのほうに関しては、15万円以上、そしてさらに20%以上ということで上限を、20%以上の方でしたら大丈夫という形にしております。

それから、こちらのところ、内容のところに関しては、昨年度10万円が15万円という形になっておりますので、そこが変わった点と、あとさらに昨年対象で交付された方、こちらの方も、内容のほうに関しては、今現在ちょっと調整中なのですけれども、方向的には入れていきたいなというふうには考えております。ちょっと精査がまだ足りていない部分もございますので、若干その辺がございますが、一応内容的にはそういう形を考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 昨年度については20%から50%で範囲を限定していたけれども、今回については20%以上減少というところで、国と県のこのような支援金の状況が去年とは違うかもしれないのですけれども、国や県がこのような事業を行ってきたときに、重複する可能性というのは出てこないのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

昨年度の交付金に関しては、基本的に分けて考えてございました。しかし、今年度に関しては、国のほうの交付金が出たとしても、こちらのほうに関しては単独、単独ということではございませんね。滑川町の独自の政策として考えてございますので、重複はあり得るかなというふうに考えておりますので、そのような形で考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） では、事業者のほうとしては、国や県で類似の支援金を受けたとしても、町で同じものを出すことも可ということで理解しました。

それから、再申請、去年この支援金を受けた者も、今年助成を受けることが可能かという点についてなのですけれども、去年この支援金を利用した事業者の数と、それから3,000万円で1社15万

円ということは、200社程度を予定しているのかなと思うのですけれども、仮に再申請可能とする場合、あるいはしないとする場合、その200社という数の意味合いについてどう捉えているかを教えてください。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さん再質問に答弁させていただきます。

昨年度の交付事業者でございますが、97件という形だったと思います。こちらの関係で、これは20%以上50%未満という形で、こちらが50%以上に関しては国のほうにお願いしますという形で回答させていただいておりましたが、数字的には何社からあったかというのは、国のほうに確認しましたが、回答は得られておりません。そんな中、私どももこれぐらいかなという、申し訳ございません、想定数でございます。そんな中で200社というふうに考えてございます。こちらのほうは、数字的にどれだけちゃんとできているか、精査ができているかというのは不明な点もございますが、私どもの考え方の中で、できる限り数字を上げてきた数字が200社ということでございますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。どの程度の企業が去年の利益から20%程度減少しているかということについて推測を立てるに当たって、税金の申告とかが進んでいると思うのですけれども、そちらのほうから大体の数字というか予測をつけることというのはできないのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時09分）

再 開 （午前11時09分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

篠崎税務課長、答弁をお願いします。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、上野議員の質問にご答弁いたします。

税金のほうからその数を見ることはできないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野葉月議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 去年の予算決算で、もう少し上手に運用して予算を効果的に使うことはできなかったかなと思う項目だったので、質問いたしました。

まだ概要が固まっていないようですので、町内の小規模、中規模事業者はかなり苦境に立っていると多々多いと思いますし、法人税の減収などもはっきり出てきていると思いますので、倒産しないように、本当にもう倒産してしまうと思うので、15万円という金額で、事業者にとっての15万円という金額の意味合いというのなかなか厳しいところがあると思うのですけれども、少しでも効果的に苦しい事業者に行き渡るよう尽力していただけたらと思います。よろしくお祈りします。

次に、新型コロナワクチン関連についてお聞きしたいのですけれども、10ページ、委託料とあります。マイナスになっているところもあるのですが、委託料は4種類あるのですけれども、それぞれの委託先を教えてくださいませんか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、よろしくお祈りします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

予算書10ページの12委託料、こちらの委託先ということでございますが、予防接種委託料、一番上でございます。こちらにつきましては、医療機関にお支払いする接種に係る費用でございます。こちらは国の単価が決まっておりますので、こちらは1件当たり2,070円掛ける接種人数ということで、こちらは滑川町のほうが集団接種を主体でいくということになりましたので、こちらの金額は減額させていただいております。

また、接種システム保守委託料ですが、こちらにつきましては接種システムを入れさせていただきました株式会社TKCさん、こちらは既に契約済みですが、こちらは当初予算のほうに計上できなかったということで、新規に入れさせていただきました。また、接種会場設営委託料ですが、こちらにつきましては、これから業者のほうを決定していきますので、現在のところ決まっておりません。

それから、予約相談センター委託料につきましても、これから、この予算をいただきましてから業者のほうを決定していきますので、今後になるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） では、複数の事業者に委託をしてコロナワクチンの接種事業を進めていくこととなると思うのですが、一方で、職員手当等で時間外勤務手当1,297万円、大きい金額が出ているのですけれども、これが何を、どれくらいの人員を想定して立てたかということと、あとこれは大体でいいのですけれども、新型コロナワクチン予防接種を遂行していく上で、職員と、それから外部の方をどれくらいの比率でチームを構成して、この事業をやっていく想定になっているのかを教えてください。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

集団接種会場の人員体制につきましてご答弁させていただきます。基本的には医師、これは2名ないし3名、それから看護師2名から3名、それから保健センター職員6名、それから役場内の職員10名ということで考えてございます。この時間外手当につきましては、日曜日の回数が約35回となっておりますので、これに係る時間外ということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） では、町民の方が会場に行って、会場で会う方というのは、医師と看護師以外はほとんどが役場の職員の方、そして委託をするのは、それ以外の会場やシステム等、裏方というか、接種しに来た人にとってはあまり目に見えない部分、その辺を委託していく、そんな理解でよろしいでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

すみません、先ほど抜けておりましたが、薬剤師の方も2名来ていただく予定になっております。

上野議員のご指摘のとおりでございます。基本的には接種会場の設置ですとかコールセンターにつきましては、基本的には表に出ないということで、実際の接種会場につきましては、医師会から派遣される医師や看護師、それから薬剤師のほかにつきましては、町の職員で対応を予定しております。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。まだ準備、委託先を選定中というところで、完全に完成していないところであると思うのですが、今新型コロナワクチンの接種について、現状と見通し、それから今予算計上されていますけれども、これからさらに設置に関する基本的なところで予算が必要になるような可能性があるのか、それともここで大体固まってくるのか、その辺の見通し等を教えてください。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

これは、3月の議会でも申し上げさせていただいたことなのですが、正直初めての事業ということで、なかなか見通せなかったものというのが次々と事業の中に出てまいりまして、それを今回またさせていただくわけなのですが、実際のところ、また始まってまいりますと、新たな項目等が出てくる可能性もございます。おおむねこれで何とかやっというふうには考えておりますが、

まだ出てくる可能性はないとは言えないというところでご理解いただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○健康づくり課長（武井宏見） はい、先ほど町長のご挨拶の中にもございましたが、滑川町においては接種の開始の見込みが5月末です。5月下旬ということでご理解いただければと思います。また、細かい内容につきましては、本日予定されています全員協議会の中で細かく説明させていただければと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございました。

質問は以上です。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、お願いします。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明でございます。よろしく願いいたします。

まず、ページを追いながら質問したいというふうに思いますが、最初9ページですけれども、分からないところですが、宇宙・産学官・地域連携コンソーシアム負担金という、ちょっと聞き慣れないのですけれども、どういう中身なのか教えてください。

○議長（上野 廣議員） 小柳総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

こちらの事業につきましては、リモートセンシング技術センターというところで、庁舎入ったところに今衛星写真を床のほうに掲示しておりますけれども、こちらをやっている会社、企業さんでございます。こちらのほうで、衛星を利用した地域産業の振興ですとか、あるいは防災・減災ですとか、そういった形の利用、活用をするということで、近隣では東松山市や嵐山町もこれに加わって協定を結んでおります。滑川町においても、これの包括的な協定を結びまして、人工衛星等を利用したそのデータを今後の町づくりに生かしていきたいという趣旨でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔何事か言う人あり〕

○総務政策課長（小柳博司） 追加で、鳩山町にあります宇宙センター、そこにある会社でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ちょっとよく分かりませんが、続いていきたいと思っております。

まず、今回の、先ほど上野議員への説明にもあったのですけれども、感染予防対策と生活支援という2本の大きな柱で今回の補正予算ということですが、この間一貫して町の答弁の中では、検査体制についてのお話が、私なんか要求をしてもなかなか。要するにいろんな、偽陽性だとか偽陰性だとか、いろいろ説明をされていました。この説明については、いまだ同じような話、そういうふうな感覚で今回も。今のところ検査についての考え方については、今までどおりでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

PCR検査のことでよろしいですか。PCR検査のことということで。

○14番（阿部弘明議員） いろんな検査があります。

○健康づくり課長（武井宏見） PCR検査、抗原検査、それから抗体検査につきましては、基本的にはPCR検査、検査した時点の感染状況をはかるものということで、町としましては、基本的にはほかの感染予防のほうに重点を置かせていただく。それから、今回始まります新型コロナワクチンの予防接種に力を入れさせていただくというところで、検査そのものを充実させるという考えは今のところはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 以前質問の答弁の中で、いわゆる今言われた、要するに正確性が欠けているということと言われて、ですから検査をしてもしようがないような話をされていたのかなというふうに思いますが、今もそういったような町のお考えなのですか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

PCR検査そのものを否定するものではございませんが、現在の体制、それからPCR検査の主体が県がやっている事業でございますので、こちらにつきまして町としては取り組めていけないというような趣旨でお答えしたつもりではあったのですが。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問。

○14番（阿部弘明議員） 今変異ウイルスがどんどん拡大しているというような中で、いわゆる無症状見者をどう捕まえるかというのが、この感染症対策の一番の基本ではないかというふうに思うのです。それは今県のほうでやっていますけれども、ではお聞きしたいのですが、県は今、高齢者施設や医療機関などの従事者、そして入所者に対する検査をやるというふうなことで進めているのですけれども、この町では具体的にはどのように進んでいるのですか。

○議長（上野 廣議員） 木村健康福祉課長、答弁をお願いします。

〔健康福祉課長 木村晴彦登壇〕

○健康福祉課長（木村晴彦） 健康福祉課長、阿部議員のご質問に答弁申し上げます。

高齢者施設及び障害者施設につきましては、まず5月末に開始されます集団接種の後予定してございます。具体的な人数につきましては、高齢者施設につきましては4施設、合計約168名、障害者施設につきましては、64歳以下の方も含まれておりますが、110名が対象となっております。こちらにつきましても集団接種が開始した後、各施設に、特に高齢者施設につきましては、職員も含めて施設内で接種を予定してございます。障害者施設についてはまだ検討中ということで、今後調整を図りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、ご質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 県の予定は、ただ県については、取りあえずやってみると言うことと変ですけども、それを頻回検査というような計画ではないのではないかなというふうに思うのです。要するに定期的に1週間に1遍とか2週間に1遍とかというような感覚でやらないと、なかなか見つけられないというふうな状況もあるのだらうと思います。かなり検査費用についても安くなっているという話もありますので、町としても例えばクラスターが起きたとか、本当にそういったようなものの中で出たときの対応をぜひ検討してほしいのです。

確かに県がやっているというふうなことで、今回も予算の中にもないわけですけども、やはりこれから変異ウイルスは若年層にも感染するということになると、学校などの施設でもそういったような可能性が出てくるわけなのです。そういったようなときに、陽性者が出たときに、社会的な検査、面的な検査を行うというようなことをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

これについては、例えば教育委員会などはどんなふうに考えているのですか。

○議長（上野 廣議員） 馬場教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんのご質問に教育長、答弁させていただきます。

現在教育委員会のほうでは、変異株の関係で大分感染者も増えてきた。今感染研究所でもエビデンスは、いわゆる証拠はないけれども、いわゆる感染率も高いし、若年層のほうにも影響は出ているというようなコメントがあります。そこで、学校のほうでは、基本的に感染源を絶つということを今重視してやらせていただいています。

今までは、家族内にPCR検査対象者がいた場合、保健所の指示では、いわゆる対象者以外の者は登校していいという判断が出ています。ただ、本町の場合には、家族内にPCR検査を受けた者がいた場合には、結果が出るまでは自宅で登校を控えてほしいというようなお話を今までさせていただいておりました。

ところが、今後、今度は家族内に濃厚接触者が増えてくる状況にもありますので、現在濃厚接触者が家族内にいる場合ですとか、それから無症状で陽性になった方も自宅療養という県も出てきておりますので、そういった場合に、子どもたちの登校をどのような基準でやるかということ、28日に臨時校長会を開かせていただいて、今精査させていただいて、ゴールデンウィーク明けに保護者のほうにも文書を発出をしようというふうに思っております。

原則的に、今こちらの考えといたしましては、家庭内にPCR検査対象者がいる場合、結果が出るまではやはり自宅で待機していただく。それから、自宅に濃厚接触者及び陽性者がいる場合には、その濃厚接触者、陽性の方が別の部屋で接触をしない環境であればいいのですけれども、なかなか子どもたちはそうはいきませんので、その場合には登校を控えていただくというような措置を今考えているところです。

いずれにおいても、保健所の指示ではそれでも登校は可としておるのですけれども、その辺は感染源を絶つということで、学びを止めないということで、きちっとした基準を設けて、ゴールデンウィーク明けに保護者に通知を今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） ぜひ抑えるような対策を先んじてやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、先ほどの質問にもありましたけれども、小規模事業者等事業継続支援金の具体的なところについては、まだ精査中ということのわけなのですか。例えば要するに20%の減というのは、どこどこを比較するのかとか、あといろいろお聞きしたいのですけれども、どこまで具体的にしているのか教えてください。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

現在、要綱要領の関係を精査中でございます。ただし、昨年とそれほど変わらないというふうに考えてございますので、パーセンテージ、こちらのほうが20%以上という形かなというふうな状況で今はなっております。詳細についてそこまでは今の段階ではお答えできないのですが、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 継続事業ということでお話しされていますけれども、比べてほしいというのは、今年になってから、1月から、県の様々な支援制度もそうですけれども、1月から3月の間

の一月を、昨年か一昨年と比べてどのぐらい減っているのかというのを、そこをまず比較の対象にしているのです。

そういったような基準と、もう一つお願いしたいのですけれども、その方、要するに様々な事業所がありますけれども、例えばフリーランスの方で事業申告をしているというような方についても、ぜひ対象に入れてあげてほしいのです。要するに従業員、労働者は、様々な保障制度がありますから、何とかそこでやれるのではないかなというふうに思うのですが、一番保障されないのがフリーランスの方なのです。そういったような方が今、今年に入って仕事が、去年までは何とか頑張ったけれども、今年になって本当になくなってしまおうというような方がどんどん出ているのです。そういったようなことについてもぜひ検討をいただきたいというふうに思うのですが、今回の20%減で15万円の給付というのは、私はかなり頑張っていたなというふうに思っているのです。それで200社というのは、これ以上になったらどうなるのかというような話もありますけれども、本当に今大変な状況の中で頑張っている町民を助ける大きな支援制度になるだろうなというふうに思います。ほかの町村から比べてもかなり進んでいるなというふうに感じているのですけれども、ぜひそういったようなことも含めて検討いただけないかなと思いますけれども、何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

先ほど基準年のお話をさせていただきましたので、基準年のほうはコロナ前というふうに考えてございます。つまりそこでお話をさせていただくと、2019年、要は令和元年になると思います。それから、コロナ前という形になると、令和2年の1月から3月ぐらいまでかなというように、昨年と同様のような感じで考えて、今現在は進めたいなというふうに考えてございます。

それから、フリーランスの件、そちらのことに關しても、こちらのほう、順次対応ができればなというふうに考えてございます。昨年度も入れてはいたのですけれども、一応そういう形で考えてございます。基本的にはコロナ前との対比という形で考えてございますので、年度はそのような感じになるかなというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 昨年と違うでしょう。だから、今年、要するに最新の経営状況から支給するということなのではないかなと思うのですが、去年は、要するに去年とその前の年と比べてだったわけですが、今最新の経営状況から、要するにコロナ前と比べてということで改めてお聞きします。お願いします。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に再答弁させていただきます。

言葉のほうか、すみません、ちょっと足りませんでした。対比年がそちらの年で、現在と対比するというのでございますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 大変助かる制度になるというふうに思いますので、ぜひ幅広い町民の皆さんが利用できるようお願いしたいというふうに思います。

続いて、11ページのタクシー運行費の負担金なのですが、これももう少し詳しく説明していただきたいのですが、タクシーの初乗り料金の支給ということだというふうにちょっとお聞きしたのですが、どんなふうにしてタクシー券、要するに受付をやって、それでタクシー業者にどういうふうな形でやるのかとか、受付のやり方とかタクシー券の動きについて教えてください。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、よろしくをお願いします、ご答弁。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

こちらタクシー運行費負担金なのですが、こちらにつきましてはコロナの接種会場まで、基本的に運転免許証がなかったり自家用車がなかったり、こちらへの交通手段が確保できない、いわゆる交通弱者の方を対象にした補助という形になるかと思えます。こちらにつきましては、タクシー券というのを発行させていただきまして、タクシー券、こちらは往復、都合2回分ということで4枚のタクシー券を発行させていただきたいと思えます。こちらについては初乗り料金を想定しております。

こちらは、タクシー業者のほうとは現在話を進めている段階でございますので、まだ明確なお答えはできないのですが、タクシー業者の方と協定書を結ばせていただいて、そのチケットを町がタクシー業者と換金するというような、タクシー券の枚数によって、その負担金としてタクシー会社にお支払いするというような想定をしております。

こちらにつきましては、申請の方法なのですが、基本的には予約相談センターで予約をされるときに、こちらのほうに電話で申請をしていただきまして、その申請のあった方に関して、こちらのタクシー券のほうを郵送にて送付させていただくと、そのような想定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） この予算で言うと何人分になるのですか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、お願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

こちらは、予算積算書としてなっている想定でございますので、その辺をちょっとご理解いただければと思うのですが、こちらにつきましては1,500の方が利用すると。こちらのほうが、デマンド交通の利用者が約700人というふうに聞いております。その約倍数ということで、1,500人ということで想定して積算させていただきました。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○健康づくり課長（武井宏見） 失礼しました。こちらは、初乗り料金が今620円ということでございますので、1人当たり4枚ですから、620円掛ける1,500人という形で計算させていただきました。

以上でございます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 620円の補助ということで、かなり助かるなというふうに思います。月輪辺りからだ約1,600円ぐらいかかるのかな。やっぱり往復ですと2,000円の負担になってしまいますけれども、かなり町としても頑張っていただいているなというふうに思います。ありがとうございます。

あと、ごめんなさい、先ほどの小規模のほうに戻るのでございますけれども、この対象になるのは、いわゆる事業申告をしていけば、とにかく対象になりますか。例えば農業申告をされている方は対象になりますか。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

昨年度の交付金を踏襲するというふうに先ほどもお話しさせていただきましたけれども、昨年度も申告に関しては、農業経営という形でしていただいている方に関しては、これは承っております。そこがございまして、農業単体でやっている方が対象という形になると思いますので、農業と例えば兼業農家の方という形になってくると、やっぱり申告の形が変わってきますので、この辺あたりは対象から漏れるかなという形も考えているのですが、今現在はそういう形で考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、再質問をお願いします。

○14番（阿部弘明議員） 国が今回持続化給付金やりませんから、そういった意味では、その代わ

りになるのかなというふうに思うのですけれども、基本的に申告、どんな形にしても、いわゆるそういう事業関係の申告をなさっていて、それが要するに20%減ということになれば、やはり認めていただきたい。要するに減収分については補填するという形で認めていただきたいなというふうに思うのです。昨年の持続化給付金も、要するに単月、例えば今年の1月と一昨年の1月とを比べて20%減というふうに比較をするわけなのだけれども、要するに白色申告の場合は、単月の売上げが分からない、証明できないわけなのです。そういったときには、年間の売上げを12で割った金額で比べるとというようなことも国は認めてきたのですけれども、それで大丈夫ですかね。

○議長（上野 廣議員） 服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今現在その辺あたりがちょっと詰めている段階でございます。申告は必ずしていただきながらやっていきたいと思っているのですけれども、それから兼業農家の方は、先ほどちょっとお話もさせていただきましたが、この小口の関係ではなく、昨年度事業を展開させていただきました廃プラ、こちらの事業も行っておりますので、兼業農家の方はそちらのほうでも、この交付金に関してはメリットがあるかなというふうにも考えております。そういう形がございますので、兼業農家の方というふうに分ける隔てはちょっとないのですけれども、申告の関係でこの形になってしまうかなというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員。

○14番（阿部弘明議員） どこで線を引くかというのがあると思いますけれども、基本的にそういったような申告をなさっていらっしゃるところについては、20万円を限度に減収補填するというふうにしていただきたいというのが要望であります。よろしくをお願いします。

もう一つ、予約センターなのですけれども、いろんな自治体を見ていると、すぐパンクをして大変な状況になるというふうなことが放送、テレビにも出ていますが、それは大丈夫なのでしょうか。どんなふうな対策を考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、答弁をお願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

正直な話、まだ始まっておりませんので、現状では大丈夫かどうかと言われると若干不安ではあるのですが、滑川町においては5回線用意いたしまして、そちらのほうで受付をやろうと考えております。また、予約の期間につきましても、ほかの市町村が今、毛呂山ですとか寄居とかやっておりますけれども、そちらのように期間のほうを、1回分、2回分ではなくて、もうちょっと期間を延

長した形で予約を受けるような形をしようと思っていますので、いきなり予約が全部埋まってしま
うようなことがないようにということで現在検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野 廣議員） 阿部議員、時間が。

○14番（阿部弘明議員） 時間がない。もう少し細かく分けた予約票の発送だとかというふうには考
えられていないのでしょうか。

○議長（上野 廣議員） 武井健康づくり課長、お願いします。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

今週の26日に、65歳以上の高齢者の方4,608名ですか、全て接種券の発送を行いました。

以上でございます。

○14番（阿部弘明議員） 時間ですので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野 廣議員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上野 廣議員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第51号 令和3年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定についてを採決しま
す。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（上野 廣議員） 賛成全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時49分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（上野 廣議員） 再開します。

◎発言の申出

○議長（上野 廣議員） 午前中の答弁について、澄川教育委員会事務局長から発言を求められていますので、それを許可します。

澄川教育委員会事務局長、よろしく申し上げます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

午前中の吉野議員からのご質問の答弁の中で、町の体育施設の借入れの際に、町内在住、在勤について、どのような基準で判断するかということについて確認できましたので、報告をさせていただきます。

それぞれの団体内に在勤、在住の方が2分の1以上いる場合については、無料という形で判断をさせていただきます。これについては、教育委員会内で基準を定め、それに基づいて判断、借入れ団体についても、この内容で周知をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

◎日程の追加

○議長（上野 廣議員） それでは、日程の追加1に入ります。

私ごとではございますが、このたび議長の席を辞したく、副議長に辞職願を提出いたしました。よろしく願いいたします。

副議長に交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（瀬上邦久議員） ただいま上野議長から議長の辞職願が提出されました。

議長が決まりますまで、副議長の瀬上が議長職を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

お諮りします。議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議長の辞職

○副議長（瀬上邦久議員） 追加日程第1、議長の辞職の件を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって、暫時上野議長の退場をお願いいたします。

〔15番 上野 廣議員退場〕

○副議長（瀬上邦久議員） 事務局長に辞職願の朗読をお願いいたします。

〔事務局長朗読〕

○副議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

上野廣議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、上野廣議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

上野議員の入場をお願いいたします。

〔15番 上野 廣議員入場〕

○副議長（瀬上邦久議員） ただいま議長の職を辞任されました上野議員よりご挨拶をいただきたい
と思います。

〔15番 上野 廣議員登壇〕

○15番（上野 廣議員） 議長を退任するに当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

令和元年5月の臨時議会において、議員各位のご推挙により議長の要職に就任いたしましてから、はや3年がたちました。就任早々滑川町議会に比企郡町村議長会の会長の順番が回ってきていて、1年間埼玉県町村議長会副会長という要職に就き、体力的に厳しいこともありましたが、貴重な体験をすることができました。その後の1年は新型コロナウイルスとの闘いでしたが、皆様方のご支援、ご協力をいただきまして、大過なくその職責を全うすることができたと思います。衷心より厚く御礼申し上げます。唯一残念なことは、ここに服部文教厚生常任委員長の姿を見ることができないことでございます。

議長を退任いたしましても、いまだコロナ禍が続いておりますが、町民福祉の向上、安全安心の町づくりに誠心誠意努力していく所存でございますので、変わらぬご指導をお願い申し上げまして、言葉は足りませんが、議長退任の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。（拍手）

○副議長（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時07分）

再 開 （午後 1時11分）

○副議長（瀬上邦久議員） 再開いたします。

◎日程の追加

○副議長（瀬上邦久議員） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

◎議長の選挙

○副議長（瀬上邦久議員） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（瀬上邦久議員） ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、井上奈保子議員、7番、紫藤明議員、9番、北堀一廣議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

この際、念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（瀬上邦久議員） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（瀬上邦久議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（瀬上邦久議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。記入は終わりましたでしょうか。

それでは、2番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○副議長（瀬上邦久議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（瀬上邦久議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票いたします。

ウエノ奈保子議員、紫藤明議員、北堀一廣議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔「訂正、井上奈保子」と言う人あり〕

○副議長（瀬上邦久議員） すみません、大変失礼しました。井上奈保子議員。

〔開 票〕

○副議長（瀬上邦久議員） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち

瀬 上 議 員 1 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

よって、私、瀬上邦久が議長に当選しました。

以上をもちまして議長の選出が終わりました。ご協力ありがとうございました。

◎議長就任の挨拶

○議長（瀬上邦久議員） それでは、ここで瀬上議長就任の挨拶。

ただいまの議長選挙におきまして、大変大勢の皆様からご推挙を賜り、誠にありがとうございました。今後は、皆様のご理解とご協力をいただきながら、微力ながら議長という重責を全うしてまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、皆様に深く感謝を申し上げ、誠に言葉は足りませんが、お礼の挨拶とさせていただきます次第でございます。ありがとうございました。よろしくお願ひします。（拍手）

それでは、ここで暫時休憩とします。

休 憩 （午後 1時22分）

再 開 （午後 1時25分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（瀬上邦久議員） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

ただいまの出席議員数は13人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番、宮島一夫議員、11番、菅間孝夫議員、12番、内田敏雄議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

この際、念のために申し上げますが、投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（瀬上邦久議員） 記入は終わりましたでしょうか。

それでは、投票をお願いしたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） それでは、投票箱を点検いたします。

先ほどの立会人の方、よろしくをお願いしたいと思います。

〔投票箱点検〕

○議長（瀬上邦久議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

先ほどと同じように2番からお願いしたいと思います。

〔投票〕

○議長（瀬上邦久議員） 投票漏れはありませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わりにします。

開票を行います。

宮島一夫議員、菅間孝夫議員、内田敏雄議員の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（瀬上邦久議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち

宮 島 議員 7 票

松 本 議員 6 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

よって、宮島議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました宮島議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規

定により当選の告知をいたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（瀬上邦久議員） それでは、副議長に当選されました宮島議員より就任のご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

〔副議長 宮島一夫議員登壇〕

○副議長（宮島一夫議員） ただいまの選挙で当選をさせていただきました宮島でございます。

微力ではありますが、瀬上議長を補佐して全力で活動いたします。そして、議会のスムーズな進行に力を尽くしていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

以上で副議長の選出を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時33分）

再 開 （午後 1時34分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第4、議席の一部変更について。

お諮りします。ただいまの議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議席の一部変更

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第4、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更したいと思います。

慣例によりまして、議長の瀬上を15番に、上野廣議員を10番に、副議長の宮島議員を1番にそれぞれ変更したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

以上のとおり決定しました。

それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれお着き願います。

ここで暫時休憩します。

休 憩 (午後 1時37分)

再 開 (午後 2時15分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開いたします。

時間がちょっと過ぎまして大変申し訳ございませんでした。

◎各常任委員会の正副委員長の選出

○議長(瀬上邦久議員) 追加日程第5、常任委員会委員におきまして、互選により正副委員長の選出が決まりました。ご報告させていただきます。

総務経済建設常任委員会委員長、吉野議員、副委員長、内田議員。

文教厚生常任委員会委員長、菅間議員、副委員長、上野葉月議員。

以上のとおりでございます。

◎日程の追加

○議長(瀬上邦久議員) 日程の追加、議会運営委員の辞任について。

お諮りします。ただいま議会人事に伴い、宮島議員、北堀議員、井上議員、菅間議員、松本議員の5名より、議会運営委員を辞任したい旨の申出がありました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員の辞任

○議長(瀬上邦久議員) 追加日程第6、議会運営委員の辞任の件を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって、暫時申出者の退場をお願いいたします。

5名の方、退場を。宮島議員、北堀議員、井上議員、菅間議員、松本議員です。

〔1番 宮島一夫議員、9番 北堀一廣議員、6番 井上奈保子議員、11番 菅間孝夫議員、3番 松本幾雄議員退場〕

○議長(瀬上邦久議員) お諮りします。

宮島議員、北堀議員、井上議員、菅間議員、松本議員5名より、議会運営委員を辞任したい旨の

申出があります。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、宮島議員ほか4名の申出のとおり、議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。申出者の入場をお願いいたします。

〔1番 宮島一夫議員、9番 北堀一廣議員、6番 井上奈保子議員、11番 菅間孝夫議員、3番 松本幾雄議員入場〕

◎日程の追加

○議長（瀬上邦久議員） ただいま議会運営委員が5名欠員となりました。

お諮りします。この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員の選任

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第7、議会運営委員の選任を行います。

ただいま辞任議決により、議会運営委員5名が欠員となりましたので、後任者として、委員会条例第7条第2項の規定により、北堀議員、井上議員、松本議員、菅間議員の4名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名を議会運営委員の後任者として選任をすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（瀬上邦久議員） 日程の追加、議会運営委員の辞任について。

お諮りします。ただいま議会人事に伴い、私儀瀬上は、議会運営委員を辞任したい旨申出をいたします。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

一身上の都合により、ここで副議長と交代したいと思います。よろしく願いをいたします。

〔議長、副議長と交代〕

- 副議長（宮島一夫議員） ただいま議長の一身上の都合により、副議長の宮島が議長職を務めることになりましたので、よろしく願いいたします。
-

◎議会運営委員の辞任

- 副議長（宮島一夫議員） 追加日程第8、議会運営委員の辞任の件を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって、暫時申出者の退場をお願いします。

瀬上議長、退場をお願いします。

〔瀬上邦久議員退場〕

- 副議長（宮島一夫議員） お諮りします。

瀬上議員より、議会運営委員を辞任したい旨の申出があります。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 副議長（宮島一夫議員） 異議なしと認めます。

よって、瀬上議員の申出のとおり、議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

申出者の入場をお願いします。

〔瀬上邦久議員入場〕

◎日程の追加

- 副議長（宮島一夫議員） ただいま議会運営委員が1名欠員となりました。

お諮りします。この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 副議長（宮島一夫議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員の選任及び正副委員長の選出

- 副議長（宮島一夫議員） 追加日程第9、議会運営委員の選任を行います。

ただいま辞任議決により、議会運営委員1名が欠員となりましたので、後任者として、委員会条例第7条第2項の規定により、高坂議員1名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 副議長（宮島一夫議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高坂議員を議会運営委員の後任者として選任をすることに決定しました。

ご協力ありがとうございました。これで議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（瀬上邦久議員） 委員会の編成が終わりました。

議会運営委員会において、互選によりまして、正副委員長の後任者が選任されましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長、北堀議員、副委員長、井上奈保子議員。

以上のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

ただいまの議会人事に伴い、議員7名より、議会広報発行対策特別委員を辞任したい旨の申出がありました。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、この際、議会広報発行対策特別委員の辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎議会広報発行対策特別委員の辞任

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第10、議会広報発行対策特別委員の辞任の件を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、暫時申出者の退場をお願いします。

〔14番 阿部弘明議員、2番 高坂清二議員、5番 上野葉月議員、
12番 内田敏雄議員、13番 吉野正浩議員、7番 紫藤明議員退
場〕

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

7名の議員より、議会広報発行対策特別委員を辞任したい旨の申出がありました。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、阿部議員ほか6名の申出のとおり、議会広報発行対策特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

申出者の入場をお願いいたします。

[14番 阿部弘明議員、2番 高坂清二議員、5番 上野葉月議員、
12番 内田敏雄議員、13番 吉野正浩議員、7番 紫藤明議員入
場]

◎日程の追加

○議長（瀬上邦久議員） ただいま議会広報発行対策特別委員会委員の7名が欠員となりました。

お諮りします。議会広報発行対策特別委員の選任の件を日程に追加し、議題としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、議会広報発行対策特別委員の選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議会広報発行対策特別委員の選任及び正副委員長を選出

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第11、議会広報発行対策特別委員の選任を行います。

ただいま辞任議決により、議会広報発行対策特別委員7名が欠員となりましたので、後任者として、委員会条例第7条第2項の規定により、宮島議員、阿部議員、井上議員、紫藤議員、失礼しました。井上議員ではなく、上野葉月議員でございます。すみません、訂正させていただきます。

それから、紫藤議員、吉野議員、内田議員、上野廣議員の7名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名を議会広報発行対策特別委員の後任者として選任することに決定しました。

委員会の編成が終わりました。

委員会において、互選によりまして、正副委員長の後任者が選任されましたので、ご報告いたします。

委員長、宮島議員、副委員長に阿部議員。

以上のとおりでございます。

◎日程の追加

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

先ほどの議会人事に伴い、比企広域市町村圏組合議会議員2名並びに小川地区衛生組合議会議員

2名の全てが欠員となりました。

補欠議員を選出するための選挙を日程に追加し、一括議題とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、一部事務組合議会議員の選挙2件を日程に追加し、一括議題とすることに決定いたしました。

◎各組合議会議員の選挙

○議長（瀬上邦久議員） 追加日程第12、比企広域市町村圏組合議会議員の選挙、追加日程第13、小川地区衛生組合議会議員の選挙についての2件の選挙をいたします。

議員の定数は、比企広域市町村圏組合議会議員2名、小川地区衛生組合議会議員2名です。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、慣例に基づきまして指名推選としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

この際、議長より指名いたします。

比企広域市町村圏組合議会議員に、吉野議員と議長の瀬上議員を指名いたします。

小川地区衛生組合議会議員に、文教厚生常任委員会の委員長の菅間議員、そして議長の瀬上議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました4名の方を各一部事務組合の議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、比企広域市町村圏組合議会議員に、議長、瀬上と吉野議員の2名が当選されました。

小川地区衛生組合議会議員に、議長、瀬上と文教厚生常任委員会委員長の菅間議員の2名の方が当選されました。

この際、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2時38分)

再 開 (午後 2時38分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◎日程の追加

○議長(瀬上邦久議員) お諮りします。

ただいま町長から議案第52号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第14とし、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号を日程に追加し、追加日程第14とし、議題とすることに決定しました。

◎議案第52号の上程、説明、採決

○議長(瀬上邦久議員) 追加日程第14、議案第52号を議題といたします。

事務局長、朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

本件については、地方自治法第117条の規定により、上野議員の退場をお願いします。

〔10番 上野 廣議員退場〕

○議長(瀬上邦久議員) 吉田町長に提出議案の説明を求めます。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長(吉田 昇) 町長、議案第52号について提案理由の説明を申し上げます。

滑川町監査委員の欠員により、上記の者を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により提案をいたします。

なお、上野廣さんの略歴につきましては、別添で提示をしてございますので、御覧をいただきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長(瀬上邦久議員) ありがとうございます。提出議案の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

質疑、討論を省略します。

これより議案第52号 滑川町監査委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員でございます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

それでは、上野議員に入場をお願いいたします。

〔10番 上野 廣議員入場〕

○議長（瀬上邦久議員） ただいま監査委員に選任されました上野議員にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔10番 上野 廣議員登壇〕

○10番（上野 廣議員） このたび監査委員に選任され、皆様のご同意をいただきまして誠にありがとうございます。

監査委員は、町の事業をいろいろな角度から客観的にチェックする大変な機関でございます。私にとって能力不足ではございますが、新井代表監査委員のお力をお借りして、しっかり頑張りますので、よろしくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（瀬上邦久議員） 日程第6、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（瀬上邦久議員） 本臨時会の議事は全て終了いたしました。

ここで、吉田町長にご挨拶をいただきたいと思います。存じます。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 議長のお許しをいただきましたので、臨時会の閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日の議案は、専決処分の承認をはじめ全議案を慎重審議賜りまして、原案どおり速やかにご決定いただきまして、深く感謝申し上げます。

また、本日の議会より新たに第43代議長に就任されました瀬上議長さん、宮島副議長さんにおかれましては、誠におめでとうございます。今後ますます町政運営にご尽力、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、前任の上野議長さん、瀬上副議長さんにおかれましては、2年間の大任大変ご苦労さまでした。今後も町政発展のためにさらなるご尽力をお願い申し上げます。

さて、いよいよ新緑も目に鮮やかな季節となり、議員各位におかれましてはますますご多忙のことと存じます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による混乱が依然として続いておりますが、健康には十分留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 以上をもちまして全日程を終了いたしました。

議員各位と執行部のご協力によりまして、今臨時会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして第227回滑川町議会臨時会を閉会とします。大変ご苦労さまでございました。

（午後 3時10分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年4月30日

議 長

副 議 長

前 議 長

前 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員